

神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則

〔平成10年1月9日
規則第64号〕

- 改正 平成11年11月12日規則第70号
改正 平成21年4月13日規則第1号
改正 平成25年4月1日規則第1号
改正 平成28年3月31日規則第42号
改正 令和2年10月30日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象事業)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

2 条例第2条第2号チの規則で定める事業の種類は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び同条第6項に規定する専用鉄道並びに軌道法（大正10年法律第76号）による軌道（以下「鉄道等」という。）の改良並びに環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号。以下「兵庫県条例」という。）第2条第2号及び第3号に規定する事業であって、条例第2条第2号アからタまでに掲げるもののいずれにも該当しないものとする。

3 条例第2条第3号の規則で定める事業は、別表の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

(市長が必要と認める事項)

第3条の2 この条は、条例第8条の2第2項第8号、第8条の9第1項第6号、第9条第1項第6号及び第14条第9号に規定する市長が必要と認める事項を定めるものとする。

2 この条において「環境配慮事項」とは、次の各号に掲げる段階における、それぞれ当該各号に定める事項をいう。

- (1) 条例第8条の2第2項の規定に基づき事前配慮書を作成する段階 対象事業に係る計画を立案するに当たり、事業者が環境の保全の観点から事前に配慮する事項
- (2) 条例第8条の9第1項の規定に基づき判定願を提出する段階 事前配慮に係る手続を経た後であって、かつ、対象事業に係る計画の内容がおおむね決定された時期において、事業者が環境の保全の観点から事前に配慮する事項
- (3) 条例第9条第1項の規定に基づき実施計画書を作成する段階 対象事業の内容がおおむね特定され、かつ、環境影響評価に基づいてその計画を変更することが可能な時期において、事業者が環境の保全の観点から配慮する事項
- (4) 条例第14条の規定に基づき評価書案を作成する段階 条例第13条第2項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後に、事業者が環境の保全

の観点から配慮する事項

- 3 前項の環境配慮事項は、事業者が条例第8条の2第2項第6号の規定に基づき事前配慮書に記載している環境の保全の観点から重点的に配慮する事項を基本とするものとする。ただし、前項第2号から第4号までに掲げる段階において当該基本としていた事項に事業者が変更を加えた場合にあっては、当該段階以後においては、当該変更後の事項を環境配慮事項とするものとする。
- 4 条例第8条の2第2項第8号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 次に掲げる事項その他の環境配慮事項を実施する上で課題となるおそれのある事項
 - ア 条例第8条の2第2項第5号の規定に基づく予測の結果及び検討の結果が実際のものと異なることとなるおそれの程度
 - イ ある項目に関し環境への負荷を低減するために環境配慮事項を実施する場合において、その実施が別の項目に関し新たに環境への負荷を生じさせることの有無及びその程度
 - (2) 対象事業の計画案の実施により環境の改善に係る効果が見込まれる場合にあっては、その見込まれる環境の改善に係る効果の程度
 - (3) 対象事業が第2類事業である場合にあっては、その対象事業について条例第4章の規定による手続を行う必要があるかどうかに関する事業者の意見
 - (4) 条例第33条の規定に基づき条例第3章第1節の規定の例により事前配慮を行う場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法
 - (5) 事前配慮書の作成の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 5 条例第8条の9第1項第6号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 次に掲げる事項その他の環境配慮事項を実施する上で課題となるおそれのある事項
 - ア 対象事業の計画が環境に及ぼす影響の予測の結果が実際のものと異なることとなるおそれの程度
 - イ ある項目に関し環境への負荷を低減するために環境配慮事項を実施する場合において、その実施が別の項目に関し新たに環境への負荷を生じさせることの有無及びその程度
 - (2) 対象事業の計画の実施により環境の改善に係る効果が見込まれる場合にあっては、その見込まれる環境の改善に係る効果の程度
 - (3) 対象事業について条例第4章の規定による手続を行う必要があるかどうかに関する事業者の意見
 - (4) 事後調査に係る計画の概要
 - (5) 判定願の作成の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 6 条例第9条第1項第6号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 次に掲げる事項その他の環境配慮事項を実施する上で課題となるおそれのある事項

- ア 対象事業の計画が環境に及ぼす影響の予測の結果が実際のものと異なることとなるおそれの程度
 - イ ある項目に関し環境への負荷を低減するために環境配慮事項を実施する場合において、その実施が別の項目に関し新たに環境への負荷を生じさせることの有無及びその程度
- (2) 対象事業の計画の実施により環境の改善に係る効果が見込まれる場合にあっては、その見込まれる環境の改善に係る効果の程度
- (3) 実施計画書の作成の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 7 条例第14条第9号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 次に掲げる事項その他の環境配慮事項を実施する上で課題となるおそれのある事項
- ア 対象事業の計画が環境に及ぼす影響の予測の結果が実際のものと異なっていたかどうか、及び異なっていた場合にあってはその程度
 - イ ある項目に関し環境への負荷を低減するために環境配慮事項を実施した場合において、その実施が別の項目に関し新たに環境への負荷を生じさせていたことの有無及びその程度
- (2) 対象事業の計画の実施により環境の改善に係る効果が見込まれる場合にあっては、その見込まれる環境の改善に係る効果の程度
- (3) 条例第14条第6号に規定する環境影響評価の結果が次に掲げるものに適合しているかについての事業者の見解
- ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第2章第3節の規定に基づく環境基準
 - イ 神戸市民の環境をまもる条例（平成6年3月条例第52号）第7条第1項に規定する健全で快適な環境の確保に関する基本的な計画
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、環境保全に関して基準となるもの（法令で定められたもの又は行政指導指針として定められたものに限る。）のうち市長が指定するもの

（意見の提出等の方法）

第4条 条例第8条の5第1項、第11条第1項若しくは第17条第1項の規定により意見を提出しようとする者、条例第18条第2項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定により要請の具体的な理由を提出しようとする者又は同条第4項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定により公述の申出をしようとする者は、口頭による方法以外の書面による提出その他の市長が相当であると認める方法により意見、要請の具体的な理由又は公述の内容を市長に提出しなければならない。

（市長意見書の作成期間）

- 第5条** 条例第8条の7第1項の規則で定める期間は、90日とする。
- 2 条例第12条第1項の規則で定める期間は、90日とする。
- 3 条例第21条第1項の規則で定める期間は、150日とする。

（公述人の選定等）

第6条 市長は、条例第18条第4項（条例第36条において準用する場合含む。）の規定による公述の申出を行った者の数が多数である場合において、公聴会の運営上必要があると認めるときは、当該公述の申出を行った者のうちから

公述の内容ごとに公聴会において公述を行う者（以下「公述人」という。）を抽選により選定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により選定したときは、当該公述の申出を行った者に対し、その結果を通知するものとする。

（公述に係る時間の決定等）

第7条 市長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ公述人の公述に係る時間を定めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により公述に係る時間を定めたときは、当該公述人に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

（公聴会の取りやめ等）

第8条 市長は、条例第18条第3項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定により公告を行った場合において、同条第4項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定による公述の申出がなかったときは、同条第1項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、公聴会を開催しない。

- 2 市長は、前項の規定により公聴会を開催しないときは、速やかにその旨を公告するものとする。

（公聴会の運営）

第9条 公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名する。

- 2 議長は、公聴会の秩序を保持し、議事を整理し、公聴会の事務を統理する。
3 議長は、公述人が議題に関係のない発言若しくは不穏な言動を行ったとき又は公聴会の運営に支障を及ぼす行為を行ったときは、これらを制止し、又は当該公述人に対し、退場を命ずることができる。
4 議長は、公聴会の秩序を保持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は秩序を乱し、若しくは不穏な言動を行った者に対し、退場を命ずることができる。
5 議長は、公聴会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、公聴会を中止することができる。
6 第2項から前項までに定めるもののほか、議長は、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。

（軽微な変更）

第10条 条例第31条の2第2項の規則で定める軽微な変更は、条例第8条の2第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る変更とする。

（都市計画に定められる対象事業に関する手続）

第11条 条例第32条の規則で定める手続は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第3章、第4章、第5章、第6章、第34条第1項及び第37条から第42条までの規定を適用する。
(2) 前号に掲げる条例第3章及び第4章の規定を適用する場合においては、条例第32条に規定する対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）に係る都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）は、事業者に代わってこれらの章の手続を行うことができる。この場合においては、事業者は、都市計画決定権者が行う同章の手續が円滑に行われるよう当該都市計画決定権者に協力しなければならない。
(3) 都市計画決定権者は、前号の規定により都市計画決定権者が条例第4章の

手続を行うこととしたときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める時までに様式第1号による環境影響評価実施通知書により市長に通知を行わなければならない。

ア 条例第4章の全ての手続を行うこととした場合 条例第10条第1項の規定により当該都市計画対象事業に係る実施計画書及び要約書の提出がなされる時

イ 条例第4章第2節から同章第5節までの手続を行うこととした場合（アに掲げる場合を除く。）条例第15条第1項の規定により当該都市計画対象事業に係る評価書案及び要約書の提出がなされる時

(4) 市長は、前号の通知を受けたときは、当該通知書の写しを事業者に送付するとともに、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類を都市計画決定権者に送付するものとする。

ア 前号アに掲げる場合 次に掲げる書類

(i) 当該都市計画対象事業に係る条例第8条の2第2項の事前配慮書の写し

(ii) 当該都市計画対象事業について条例第8条の5第1項の規定による意見の提出があった場合にあっては、当該意見の写し

(iii) 当該都市計画対象事業について条例第8条の7第4項の規定による公告がなされた場合にあっては、当該公告に関する同条第1項の事前配慮に係る市長意見書の写し

イ 前号イに掲げる場合 次に掲げる書類

(i) ア(i)から(iv)までに掲げる書類

(ii) 当該都市計画対象事業に係る条例第9条第1項の実施計画書の写し

(iii) 当該都市計画対象事業について条例第11条第1項の規定による意見の提出があった場合にあっては、当該意見の写し

(iv) 当該都市計画対象事業について条例第12条第2項において準用する条例第8条の7第4項の規定による公告がなされた場合にあっては、当該公告に関する条例第12条第1項の実施計画書に係る市長意見書の写し

(5) 都市計画決定権者は、第2号の規定により事業者に代わって条例第3章及び第4章の手続を行うこととした場合において、当該手続が終了したときは、その結果を適切に事業者に引き継がなければならない。

(6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、市長は、手続を円滑に行う上で必要な事項に関して、事業者及び都市計画決定権者と調整するものとする。

（港湾計画に係る要件）

第12条 条例第33条の規則で定める要件は、その区域の面積が100ヘクタール以上である新たな公有水面の埋立てを伴うこととする。

（法の規定に基づき意見を申述する場合の読み替え）

第13条 条例第36条の規定による技術的読み替えは、次のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条の7見出し	事前配慮に係る	配慮書についての
第8条の7第1項	第8条の3第1項の規定による事前配慮書の提出があつた日から規則で定める期間	法第3条の7第1項の規定により定める主務省令において定める期間

	内に、第8条の5第1項の意見に配意し、 事前配慮書について	内に、 法第3条の3第1項に規定する配慮書（以下「配慮書」という。）について
	事前配慮に係る	配慮書についての
第8条の7第2項	前項	第36条第1項において準用する前項
	事前配慮に係る	配慮書についての
第8条の7第3項	第1項	第36条第1項において準用する第1項
	事前配慮に係る	配慮書についての
第8条の7第4項	第1項	第36条第1項において準用する第1項
	事前配慮に係る	配慮書についての
第8条の7第5項	第1項	第36条第1項において準用する第1項
	事前配慮に係る	配慮書についての
第12条見出し	実施計画書に係る	方法書についての
第12条第1項	第10条第1項の規定による実施計画書の提出があった日から規則で定める期間	法第10条第2項の規定により指定された期間又は同条第4項に規定する同条第1項の政令で定める期間
	第11条第1項の意見	法第9条の書類に記載された意見の概要
	実施計画書について	法第5条第1項に規定する方法書（以下「方法書」という。）について
	実施計画書に係る	方法書についての
第12条第2項	前項	第36条第2項において準用する前項
	実施計画書に係る	方法書についての
	事前配慮	事前配慮に係る
	第12条1項の実施計画書	方法書についての
第18条第1項	関係地域の住民から	法第15条に規定する関係地域（以下「関係地域」という。）の住民から
	評価書案	法第14条第1項に規定する準備書（以下「準備書」という。）
第18条第2項	前項	第36条第3項において準用する前項
	第15条第2項の縦覧期間	法第18条第1項の規定に基づき準備書についての意見書を提出することができる期間
第18条第3項	第1項	第36条第3項において準用する第1項

	対象事業	法対象事業（都市計画対象事業（法第40条第2項の規定により読み替えて適用する法第5条第1項に規定する都市計画対象事業をいう。）及び対象港湾計画（法第48条第2項において準用する法第11条第1項に規定する対象港湾計画をいう。）に定められる港湾開発等（法第48条第2項において準用する法第11条第1項に規定する港湾開発等をいう。）を含む。）
第18条第4項	前項	第36条第3項において準用する前項
第18条第5項	前各項	第36条第3項において準用する前各項
第19条第2項	前項	第36条第3項において準用する前項
第21条見出し	評価書案に係る	準備書についての
第21条第1項	第15条第1項の規定による評価書案の提出があった日から規則で定める期間	法第20条第2項の規定により指定された期間又は同条第4項に規定する同条第1項の政令で定める期間
	第17条第1項の意見及び第19条第1項	法第19条の書類に記載された意見の概要及び当該意見についての事業者の見解並びに第36条第3項において準用する第19条第1項
	評価書案について	準備書について
	評価書案に係る	準備書についての
第21条第2項	前項	第36条第3項において準用する前項
	評価書案に係る	準備書についての
第21条第3項	前項	第36条第3項において準用する前項
	評価書案に係る	準備書についての
第21条第4項	, 第1項	, 第36条第3項において準用する第1項
	評価書案に係る	準備書についての
	事前配慮	事前配慮に係る
	第21条第1項の評価書案	準備書についての

(行政機関の長との調整)

第14条 条例第40条の規定による調整は、条例第8条の3第1項の規定により事前配慮書の提出があった後、速やかに関係する行政機関の長と協議することにより行うものとする。

(身分を示す証明書)

第15条 条例第40条の2第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

(施行細目の委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成10年1月12日から施行する。

附 則（平成11年11月12日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月13日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第1号）

この規則は、神戸市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年4月条例第1号。以下「一部改正条例」という。）第2条の規定の施行の日から施行する。ただし、第11条第3号の改正規定（「様式」を「様式第1号」に改める部分に限る。），様式の改正規定（「神戸市長 様」を「神戸市長宛」に改める部分に限る。），様式を様式第1号とする改正規定及び様式第1号の次に1様式を加える改正規定は、一部改正条例第1条の規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第42号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日規則第34号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則別表(16)の項に規定する特定事業には、神戸市土砂の埋立て等による不適切な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号）附則第3項の規定により同条例第8条の許可を受けたものとみなされる者（この規則の施行の際現に産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号。以下この項及び次項において「兵庫県条例」という。）第24条及び第26条の規定に基づき既に許可の申請を行っている者であって、当該許可を受ける前のものを含む。）に係る兵庫県条例第23条の許可に係る兵庫県条例第2条第5項に規定する特定事業を含むものとする。

別表（第3条関係）

事業の種類	第1類事業の要件	第2類事業の要件
(1) 条例第2条第2号アに掲げる道路の建設	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項第1号に規定する道路(以下「道路」という。)の新設又は改築(車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第7号に規定する登坂車線, 同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)の数の増加に伴う道路に係るものに限る。)であって, 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道(以下「高速自動車国道」という。)の新設又は改築</p> <p>イ 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)が指定しようとした, 又は指定した道路(以下「自動車専用道路」という。)の新設(車線の数が2以上である道路を設けるものに限る。)又は改築</p> <p>ウ 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項, 第10条第1項又は第18条第1項の規定により同法第2条第4項に規定する会社, 地方道路公社又は道路管理者が設ける道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の新設(車線の数が2以上である道路を設けるものに限る。)又は改築</p> <p>エ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する自動車道の新設(車線の数が2以上である道路を設けるものに限る。)又は改築</p> <p>オ アからエまでに規定する道路以外の道路の新設(車線の数が4以上であり, かつ, 長さが3キロメートル以上である道路を</p>	

	<p>設けるものに限る。) 又は改築(改築後の車線の数が4以上であり,かつ,改築に係る部分の長さが3キロメートル以上である道路に係るものに限る。)</p> <p>カ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域又は緑地の保全,育成及び市民利用に関する条例(平成3年4月条例第2号。以下「緑地条例」という。)第4条第2項に規定する緑地の保存の区域における道路の新設(車線の数が2以上であり,かつ,長さが2キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)又は改築(改築に係る部分の長さが2キロメートル以上である道路に係るものに限る。)</p>	
(2) 条例第2条第2号イに掲げる鉄道及び軌道の建設	鉄道等の新設又は本線路の増設(鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第9条第2号に規定する停車場並びに同条第3号に規定する車庫及び車両検査修繕施設の敷地内において行われる線路に係るもの除く。)	
(3) 条例第2条第2号ウに掲げる防波堤の建設	防波堤の新設(既設の防波堤の内側における防波堤の新設及び条例第2条第2号に規定する法対象事業(環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第2項第1号トに規定する事業の種類に該当するものに限る。)に伴って実施される防波堤の新設を除く。)であつて,その延長が1キロメートル以上あるもの	
(4) 条例第2条第2号エに掲げる工場又は事業場の建設	<p>製造業に係る工場(以下単に「工場」という。),ガスの供給のために施設するガス発生設備若しくはガス精製設備及びこれらの附属設備であつて,ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第10項に規定するガス事業の用に供するもの(以下「ガス工作物」という。)又は熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供するボイラー若しくは冷凍設備であつ</p>	<p>工場,ガス工作物又は熱供給施設の新設又は増設であつて,次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 新設にあっては,工場,ガス工作物又は熱供給施設の敷地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>イ 新設にあっては,その後の工場,ガス工作物又は熱供給施設からの排出ガス量が4万立方メートル以上であるもの(排出</p>

	<p>て、当該熱供給事業を営む者の管理に属するもの（一定の地域を対象として、熱発生所から冷水、蒸気、温水等の熱媒を配管を通して地域内の建築物に供給し、冷房、暖房、給湯等を行うものを除く。以下「熱供給施設」という。）の新設又は増設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 新設にあっては、工場、ガス工作物又は熱供給施設の敷地の面積が10ヘクタール以上あるもの</p> <p>イ 新設にあっては、その後の工場、ガス工作物又は熱供給施設からの排出ガス量（大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が0度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値をいう。以下同じ。）が4万立方メートル以上あるもの（この項右欄イ又はウに該当するものを除く。）</p> <p>ウ 新設にあっては、その後の工場、ガス工作物又は熱供給施設からの排出水量（公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）への1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が1万立方メートル（もっぱら冷却、減圧等の用途に供することにより公共用水域への水質汚濁負荷量が増加しないと認められる排出水（以下「冷却等排出水」という。）にあっては、30万立方メートル）以上であるもの（この項右欄ウに該当するものを除く。）</p> <p>エ 増設にあっては、敷地の面積が10ヘクタール以上、排出ガス量が4万立方メートル以上又は排出水量が1万立方メートル（冷却等排出水にあっては、30万立方メートル）以上の増加をすることとなるもの（この項右欄オに該当するものを除く。）</p>	<p>される気体が都市ガス、天然ガスその他の環境に及ぼす影響が少ないものとして市長が指定する燃料（以下「良質燃料」という。）の使用のみによって発生すると認められるものに限る。）</p> <p>ウ 新設にあっては、同一敷地内に設置された同種の施設の廃止及び撤去に伴い設置されるものであって、当該更新によって排出ガス量及び排出水量が減少し、かつ、排出ガス及び排出水に含まれる汚染物質の量の低減が図られるもの</p> <p>エ 増設にあっては、増設により、敷地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上増加するもの</p> <p>オ 増設にあっては、増設により、排出ガス量が4万立方メートル以上の増加をすることとなるもの（増加して排出される気体が良質燃料の使用のみによって発生すると認められるものに限る。）</p>
--	---	---

(5) 条例第2条第2号才に掲げる発電所の建設	<p>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する発電事業の用に供する発電所の新設等（発電所の新設又は発電設備の新設を伴う発電所の変更の工事をいう。以下この項において同じ。）であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 発電所の新設等（火力発電所に係るものに限る。）であって、新設する発電設備の出力が2万キロワット以上のもの（この項右欄アに該当するものを除く） イ 発電所の新設等（火力発電所に係るものに限る。）であって、当該新設等に係る敷地の面積が10ヘクタール以上であるもの ウ 発電所の新設等（太陽光発電所に係るものに限る。）であって、当該新設等に係る敷地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が20ヘクタール以上であるもの又は敷地のうち緑地条例第4条第3項に規定する緑地の保全区域又は同条第4項に規定する緑地の育成区域（以下「緑地の保全区域等」という。）の部分の面積が5ヘクタール以上であるもの 	<p>電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業の用に供する発電所の新設等であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 発電所の新設等（火力発電所に係るものに限る。）であって、新設する発電設備の出力が2万キロワット以上のもの（発電のための燃料として良質燃料のみを使用するものに限る。） イ 同一敷地内に設置された既存の発電所又は発電設備の廃止及び撤去に伴い新設される出力2万キロワット以上の発電所の新設等（火力発電所に係るものに限る。）であって、当該発電所又は発電設備の更新によって排出ガス量及び汚染物質の排出量の低減が図られるもの ウ 発電所の新設等（火力発電所に係るものに限る。）であって、当該新設等に係る敷地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるもの エ 発電所の新設等（太陽光発電所に係るものに限る。）であって、当該新設等に係る敷地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるもの又は緑地の保全区域等の部分の面積が2.5ヘクタール以上であるもの
(6) 条例第2条第2号才に掲げる工業団地の造成	<p>工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定する工業団地又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第2条第4項に規定する工業団地造成事業により整備される工業団地をいう。以下同じ。）の造成であって、当該造成に係る土地の面積が10ヘクタール以上であるもの又は当該工業団地に建設が予定されている工場若しくは事業場からの排出ガス量が4万立方メートル以上（この項右欄イに該当するものを除く。）若</p>	<p>工業団地の造成であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 造成に係る土地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるもの イ 当該工業団地に建設が予定されている工場又は事業場からの排出ガス量が4万立方メートル以上であるもの（排出される気体が良質燃料の使用のみによって発生すると認められるものに限る。）

	しくは排出水量が1万立方メートル（冷却等排出水にあっては、30万立方メートル）以上であるもの	
(7) 条例第2条第2号キに掲げる流通業務団地の造成	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業（施行区域の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業（施行区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
(8) 条例第2条第2号クに掲げる宅地の造成	<p>次に掲げる宅地の造成 ((4)の項から前項まで、(10)の項、(11)の項、(13)の項、(15)の項及び(18)の項のそれぞれ中欄に掲げる要件に該当するものを除く。)</p> <p>ア 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成（当該宅地造成に係る土地の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>イ 宅地の造成に係る土地の区域（当該区域内に存在する緑地（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条第1項に規定する緑地をいう。以下同じ。）のうち土地の形質の変更又は木竹の伐採がなされない区域を除く。）であつて、緑地の保全区域等の部分の面積が5ヘクタール以上であるものに係る宅地の造成</p>	<p>次に掲げる宅地の造成 ((4)の項から前項まで、(10)の項、(11)の項、(13)の項、(15)の項及び(18)の項のそれぞれ右欄に掲げる要件に該当するものを除く。)</p> <p>ア 宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成（当該宅地造成に係る土地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>イ 宅地の造成に係る土地の区域であつて、緑地の保全区域等の部分の面積が2.5ヘクタール以上であるものに係る宅地の造成</p>
(9) 条例第2条第2号ケに掲げる公有水面の埋立て	<p>公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項に規定する埋立てであつて次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該埋立てに係る区域の面積が20ヘクタール以上であるもの</p> <p>イ 神戸港に係る港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域（以下「神戸港港湾区域」という。）のうち須磨港西防波堤及びその延長線以西の区域での埋立て並びに神戸港港湾区域外での埋立てであつて、当該埋立てに係る区域の面積の合計が15ヘクタール以上であるもの</p>	<p>公有水面埋立法第1条第1項に規定する埋立てであつて次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該埋立てに係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p> <p>イ 神戸港港湾区域のうち須磨港西防波堤及びその延長線以西の区域での埋立て並びに神戸港港湾区域外での埋立てであつて、当該埋立てに係る区域の面積の合計が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>ウ 生物多様性の保全に配慮した護岸構造を有する水域として市長が指定する区域での埋立てであつて、当該埋立てに係る区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p>
(10) 条例第	次のいずれかに該当するもの	次のいずれかに該当するもの

2条第2号コに掲げるレクリエーション施設の建設	<p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第二種特定工作物（以下「第二種特定工作物」という。）の新設（同条第13項に規定する開発区域であって、当該開発区域内に存在する緑地のうち土地の形質の変更又は木竹の伐採がなされない区域以外のもの（以下この項において「開発区域」という。）の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>イ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）の新設（敷地（その敷地内に存在する緑地のうち土地の形質の変更又は木竹の伐採がなされない区域以外のものをいう。以下同じ。）の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>ウ ア及びイに規定するものを除くほか、第二種特定工作物又は都市公園の新設（開発区域又は敷地のうち緑地の保全区域等の部分の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>ア 第二種特定工作物の新設（自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>イ 都市公園の新設（敷地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>ウ ア及びイに規定するものを除くほか、第二種特定工作物又は都市公園の新設（開発区域又は敷地のうち緑地の保全区域等の部分の面積が2.5ヘクタール以上であるものに限る。）</p>
(11) 条例第2条第2号サに掲げる一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の建設	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の新設又は増設であって、当該新設又は増設に係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの又は当該区域のうち緑地の保全区域等の部分の面積が5ヘクタール以上であるもの（この項右欄に掲げる要件に該当するものを除く。）</p> <p>イ 焼却により処理を行う廃棄物処理施設（廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び廃棄物処理法第15条</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の新設又は増設であって、当該新設又は増設に係る区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるもの又は当該区域のうち緑地の保全区域等の部分の面積が2.5ヘクタール以上であるもの</p> <p>イ 焼却により処理を行う廃棄物処理施設の新設又は増設であって、当該新設又は増設に係る区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>ウ 焼却により処理を行う廃棄物</p>

	<p>第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。) の新設若しくは増設(当該新設又は増設に係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの、処理能力が1日当たり200トン以上であるもの又は廃棄物焼却処理施設からの排出ガス量が4万立方メートル以上であるものに限る。) 又は廃棄物を処理するための設備(焼却により処理を行うものに限る。) の新設を伴う廃棄物処理施設の変更の工事(当該工事に係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの、当該工事によって増加する処理能力が1日当たり200トン以上であるもの又は廃棄物焼却処理施設からの排出ガス量が4万立方メートル以上であるものに限る。) (この項右欄ウに該当するものを除く。)</p> <p>ウ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号) 第2条第2項に規定する特定施設の新設又は増設であって、当該新設又は増設に係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>	<p>処理施設の新設(同一敷地内に設置された既存の同種の施設の廃止及び撤去に伴い新設される処理能力が1日当たり200トン以上であるもの又は廃棄物焼却処理施設からの排出ガス量が4万立方メートル以上であるものであって、当該更新によって排出ガス量及び汚染物質の排出量の低減が図られるものに限る。)</p> <p>エ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第2条第2項に規定する特定施設の新設又は増設であって、当該新設又は増設に係る区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるもの</p>
(12) 条例第2条第2号シに掲げる終末処理場の建設	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場の新設(この項右欄に掲げる要件に該当するものを除く。) 又は増設(新たに処理する計画に係る人口の増加が10万人以上であるものに限る。)	下水道法第2条第6号に規定する終末処理場の新設(同一敷地内に設置された既存の同種の施設の廃止及び撤去に伴い設置されるものであって、当該更新によって排水量及び汚染物質の排出量の低減が図られるものに限る。)
(13) 条例第2条第2号スに掲げる土石の採取	土石の採取(土石の採取を行う場所(以下「採取場」という。)に係る土地の区域の面積が20ヘクタール以上であるもの又は採取場に係る土地の区域のうち緑地の保全区域等の部分の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)	土石の採取(採取場に係る土地の区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるもの又は採取場に係る土地の区域のうち緑地の保全区域等の部分の面積が2.5ヘクタール以上であるものに限る。)
(14) 条例第2条第2号セに掲げる飛行場及びそ	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項に規定する陸上空港等(以下「陸上空港等」という。)若しくは同項に規定する陸上ヘリポート(1年間の離着陸回数が	

の施設の建設	100回を超えるもの又は1か月の離着陸回数が10回を超えるものに限る。以下「陸上ヘリポート」という。)の新設又は陸上空港等の滑走路の新設若しくは延長(滑走路を375メートル以上延長するものに限る。)若しくは陸上ヘリポート滑走路の新設	
(15) 条例第2条第2号ソに掲げる建築物の建築	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）の新築（当該建築物の高さ（用途上不可分の関係にある2以上の建築物の新築の場合（以下「2以上の場合」という。）にあっては、そのうちの1の建築物の高さ）が60メートル以上であり、かつ、延べ面積（2以上の場合にあっては、その延べ面積の合計）が10万平方メートル以上であるものに限る。）	
(16) 条例第2条第2号タに掲げる陸域の土砂埋立て又は盛土	神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号）第2条第2項に規定する特定事業（同条例第8条第2号及び第3号に該当するものを除く。）に該当する陸域の土砂埋立て又は盛土（(1)の項から前項まで、次項及び(18)の項のそれぞれ右欄に掲げる要件に該当するものを除き、当該土砂埋立て又は盛土に係る区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が20ヘクタール以上であるもの又は緑地の保全区域等の部分の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）	神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第2条第2項に規定する特定事業（同条例第8条第2号及び第3号に該当するものを除く。）に該当する陸域の土砂埋立て又は盛土（(1)の項から前項まで、次項及び(18)の項のそれぞれ右欄に掲げる要件に該当するものを除き、当該土砂埋立て又は盛土に係る区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるもの又は緑地の保全区域等の部分の面積が2.5ヘクタール以上であるものに限る。）
(17) 鉄道等の改良	鉄道等の連続立体交差化（鉄道等と幹線道路（道路法第3条第2号に規定する一般国道及び同条第3号に規定する都道府県道並びに都市計画法により都市計画の決定がなされた道路をいう。以下同じ。）とが2箇所以上において交差し、かつ、その交差する両端の幹線道路の中心線と鉄道等の中心線との交点の間の水平距離が350メートル以上である鉄道等の区間にについて、鉄道等と道路とを同時	

	に 3 箇所以上において立体交差させ、かつ、2 箇所以上の踏切道を除却することを目的として、施工基面を沿線の地表面から離隔して、既設線に相応する鉄道等を建設することをいう。) に係る改良	
(18) 兵庫県条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する事業の種類	環境影響評価に関する条例施行規則（平成 9 年兵庫県規則第 68 号）第 2 条及び第 3 条に規定する開発整備事業であって、(1) の項から前項までのそれぞれ中欄に掲げる要件のいずれにも該当しないもの	

様式第1号（第11条関係）

環境影響評価実施通知書

年　月　日

神戸市長 宛

都市計画決定権者

印

神戸市環境影響評価等に関する条例第4章の手続を行うこととしたので、次のとおり通知します。

対象事業	名 称	
	種 類	
	規 模	
	位置及び区域	

(連絡先)

担当部署の名称	
担当者の氏名	
電話番号	
F A X	

様式第2号（第15条関係）

(表)

第 号  写真	身 分 証 明 書	5.5 センチメートル ↓
	所属 職名 氏名	
<p>上記の者は、神戸市環境影響評価等に関する条例(平成9年10月条例第29号)第40条の2第2項の規定に基づき、立入検査をする職員であることを証明します。</p>		
年 月 日	神戸市長 	
<p>← 9.0 センチメートル →</p>		

(裏)

<p>神戸市環境影響評価等に関する条例(抜粋) (立入検査等)</p> <p>第40条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に事業者の事業所その他の施設に立ち入りさせ、その対象事業の実施の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>4 市長は、第1項の規定により報告若しくは資料の提出を命じ、又は立入検査を行った場合において、当該事業者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、その違反を是正するため必要な措置を講ずるように当該事業者に対し、勧告し、又は指導することができる。</p>
